HondaGO BIKE RENTAL 貸渡約款　車両補償特約

第１条（目的）

この特約は、HondaGO BIKE RENTAL のレンタルバイクの事故によりレンタルバイクに生じる損害について、ZuttoRide 少額短期保険株式会社のバイク車両保険に加入した場合に適用します。

.

第２条（保険）

1. 借受人はレンタルバイクの借受にあたり、当該レンタルバイクに関し、ZuttoRide 少額短期保険株式会社のバイク車両保険に加入して、次の補償を受けることができます。
   (1) 事故全損保険金
   (2) 事故分損保険金（20%タイプ）
2. 前項の補償はバイク車両保険普通保険約款および付加された特約に従うものとし、保険契約で補償されない損害および貸渡約款第２３条 2 項で規定する営業補償金は運転者の負担となります。

.

第３条（免責オプション契約）

1. 貸渡契約の締結の際、借受人がオプション料金を支払った場合には、前条第２項の規定により借受人又は運転者の負担となる損害のうち、次のいずれかに該当する損害は当社の負担とします。
   (1) バイク車両保険普通保険約款および付加された特約に定める、交通事故証明書の発行されない事故に該当し、補償されない損害。ただし、被保険車両に偶然かつ突発的に発生した衝突、接触、墜落または転覆に起因する事故であることを要し、他の免責事由に該当する場合を除きます。
   (2) 損害額がバイク車両保険の保険価額の 20%未満であることのみにより、バイク車両保険の支払事由に該当しない損害
   (3) バイク車両保険の分損保険金が支払われる場合の 5%免責部分の損害
   (4) 貸渡約款第２３条２項で規定する営業補償金
   （注）当社は、上記に該当しない前条第２項の損害は、借受人又は運転者の負担となります。
2. 前項第１号の適用を受ける場合には、偶然かつ突発的に発生した衝突、接触、墜落または転覆に起因する事故であることを記した「事故状況報告書」の提出が必要です。また、必要に応じて、第三者の証明を求め、または調査を行います。尚、正当な理由なしにこれらの提出がない、または調査に協力しなかったときは、前項の適用は行わず、第２条第２項の損害は借受人又は運転者の負担とします。

附則

本特約は、２０２０年７月３１日から施行します。